

新潟県消費・安全対策交付金実施要領

令和8年6月

新潟県農林水産部

目 次

I	新潟県消費・安全対策交付金実施要領.....	1~4
II	別表 1	5~7
III	別表 2	8~9
IV	様式	
1	様式 1 号（事業実施申請書）	10
(1)	様式 1 号の別紙（事業実施主体の特認関係）	11
2	別記様式	
(1)	共通様式 1（事業実施計画）	12~15
(2)	共通様式 2（事業成果報告）	16~19
3	様式 2 号（交付決定前着手届）	20
4	様式 3 号（契約に係る指名停止に関する申立書）	21

新潟県消費・安全対策交付金実施要領

制 定	平成 17 年 4 月 1 日
一部改正	平成 17 年 12 月 12 日
一部改正	平成 18 年 4 月 3 日
一部改正	平成 20 年 4 月 1 日
一部改正	平成 21 年 4 月 1 日
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日
一部改正	平成 24 年 4 月 27 日
一部改正	平成 25 年 6 月 3 日
一部改正	平成 26 年 4 月 16 日
一部改正	平成 27 年 5 月 1 日
一部改正	平成 28 年 4 月 27 日
一部改正	平成 29 年 4 月 17 日
一部改正	平成 30 年 5 月 23 日
一部改正	令和 2 年 5 月 14 日
一部改正	令和 3 年 3 月 22 日
一部改正	令和 4 年 6 月 20 日
一部改正	令和 5 年 6 月 30 日
一部改正	令和 6 年 3 月 14 日
一部改正	令和 6 年 5 月 27 日
一部改正	令和 7 年 3 月 18 日
一部改正	令和 7 年 7 月 4 日
一部改正	令和 8 年 1 月 19 日
一部改正	令和 8 年 6 月 19 日

第 1 趣旨

新潟県消費・安全対策交付金の実施については、消費・安全対策交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 消安第 10272 号農林水産省消費・安全局長通知）、東日本大震災復興特別会計消費・安全対策交付金実施要領（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 消安第 6199 号農林水産省消費・安全局長通知）、新潟県補助金等交付規則及び新潟県消費・安全対策交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほかこの要領に定めるところによる。

第 2 実施方針

安全な食料の安定供給を確保していくため、食料供給の各段階において科学的知見に基づく適切なリスク管理の取り組みや、消費者が信頼できる食料の供給体制の整備等を推進する。

各事業の実施方針（事業目的）は別表 1 のとおりとする。

第 3 実施基準

事業の実施基準は別表 1 のとおりとする。

第 4 事業実施計画の策定

事業実施主体の長は、当該年度に実施しようとする事業について、原則として 1 年後を目標年度とした事業実施計画書（共通様式 1）を作成するものとする。

第 5 事業実施計画の申請

事業実施主体の長は、事業実施申請書（様式 1 号）により、第 4 の計画書を知事に

以下のとおり申請し、事業の認定を受けるものとする。

第6 事業実施計画の認定

知事は、第5の申請の内容を審査し、更に必要に応じて、事情聴取、現地調査等を行い、適当と認められる事業実施計画について認定を行うものとする。

第7 事業実施計画の変更

事業実施主体の長は、要綱別表の軽微な変更の欄に定める変更以外の変更をするときは、第4及び第5の規定に準じ、変更事業実施計画を策定し、知事の認定を受けるものとする。

第8 事業の実施

- 1 事業は、第6及び第7の規定により認定された事業実施計画に基づき、事業実施主体が所要の手続きを経て実施するものとする。
- 2 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体の長はあらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届（様式2号）を知事に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、契約相手方の選定に当たっては、あらかじめ、指名停止に関する申立書（様式3号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、当該契約の相手方として選定してはならない。

第9 指導推進体制

- 1 県は関係機関と連携し、事業実施計画の策定、事業の実施及び事業実施後の運営等について、指導援助に当たるものとする。
- 2 市町村は、関係農業団体等と連携・協力し、事業実施計画の策定、事業の実施及び事業実施後の運営等について、指導援助に当たるものとする。

第10 事務取扱い等

- 1 事務取扱い及び事務処理方法
事業に係る事務取扱い、事業の実施に当たり提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表2によるものとする。
- 2 審査
事業実施主体の長から事業実施計画を受理した地域振興局は、申請に係る各事業実施計画の審査を行うものとする。
審査に当たっては、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等からみた事業効果などに留意するものとする。

第11 報告

事業実施主体の長は、事業実施計画に基づく事業が完了したときは、当該事業の成果を翌年度の4月5日までに、事業成果報告書（共通様式2）を知事に提出するものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 17 年 12 月 12 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 23 年 8 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 27 日から施行し、平成 24 年 4 月 9 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 3 日から施行し、平成 25 年 5 月 16 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 16 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 9 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 27 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 17 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 5 月 14 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 4 年 6 月 20 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 5 年 6 月 30 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 14 日から施行し、令和 6 年 2 月 22 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 5 月 27 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 3 月 18 日から施行し、令和 7 年 2 月 20 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 7 月 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 8 年 1 月 19 日から施行し、令和 7 年 12 月 16 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 8 年 6 月 19 日から施行し、令和 8 年 4 月 7 日から適用する。
- 2 改正後の要領実施前に実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1

新潟県消費・安全対策交付金事業実施基準

交付金事業の種類	事業名	事業実施方針 (事業目的)	事業内容	事業実施主体	事業期間	補助率	実施計画 (実績)
家畜衛生の推進 ・畜産物の安全性向上	畜産安心ブランド生産農場支援事業	HACCPの考え方に基づく衛生管理手法を生産現場へ導入し、本方式を導入した畜産農場を安心農場として認定することにより県内畜産物の安全性を確保する。	畜産安心ブランド生産農場の認定及び広報の作成、配布	公益社団法人 新潟県畜産協会	1年間	1/2 以内	共通様式 1 (共通様式 2)
家畜衛生の推進 ・家畜の伝染性疾病の発生予防	特定家畜伝染病 危機管理対策強化支援事業	地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場バイオセキュリティ向上のための取組を推進する。	1 地域協議会の開催 2 農場バイオセキュリティ対策の向上（動力噴霧器等の資材整備） 3 大臣指定地域内の疾病侵入防止対策	市町村 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体（※） 生産者の組織する団体（※） 特認団体（※）	1年間	1/2 以内	共通様式 1 (共通様式 2)
家畜衛生の推進 ・飼養衛生管理向上施設整備		特定家畜伝染病の発生を予防するため飼養衛生管理向上に資する施設を整備する。	豚飼養農場における野生動物侵入防止壁の整備				
家畜衛生の推進 ・飼養衛生管理向上施設整備	高病原性鳥インフルエンザ等対策強化支援事業	特定家畜伝染病の発生を予防するため飼養衛生管理向上に資する施設を整備する。	鶏舎入気口フィルター、細霧装置の施設整備	市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体（※） 生産者の組織する団体（※） 特認団体（※）	1年間	1/2 以内	共通様式 1 (共通様式 2)
家畜衛生の推進 ・農場の分割管理の導入に係る施設整備		特定家畜伝染病発生時の殺処分対象頭羽数の抑制を図るための農場の分割管理に係る施設等を整備する。	農場の分割管理に必要な施設等の整備				
農薬の適正使用等の総合的な推進 ・埋設農薬処理の進行管理の実施	埋設農薬適正処理事業	過去に埋設された農薬を適切に処理し、安全な生活・農業環境を確保する。	環境調査	市町村 農業協同組合 特認団体（※）	1年間	5/6 以内 (うち県補助 1/3 以内)	共通様式 1 (共通様式 2)

新潟県消費・安全対策交付金事業実施基準

交付金事業の種類	事業名	事業実施方針 (事業目的)	事業内容	事業実施主体	事業期間	補助率	実施計画 (実績)
地域での食育の推進	地域での食育推進事業	新潟県食育推進計画に定められた目標達成に向けて、食育活動等の取組を支援する。	<p>(1) 食育推進検討会の開催 (2) 食育活動を推進する人材の育成及び活動の促進 (3) 食文化の保護・継承のための取組支援 (4) 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進 (5) 和食給食の普及 (6) 学校給食における地場産物等活用の促進 (7) 共食の場における食育活動 (8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 (9) 食品ロス削減に向けた取組 (10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</p> <p>なお、課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、(1)から(9)までの取組と併せて行うこととする。</p> <p>(11)「産地・生産者への理解向上」の取組</p>	<p>(1)から(10)までの取組 市町村 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）（※） 法人格を有しない団体であって知事が北陸農政局と協議の上、特に認める団体（特認団体）（※） (11)の取組 上記のほか、上記の者を構成員とする事業化共同体（※）</p>	1年間	1/2 以内	共通様式 1 (共通様式 2)
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	農畜水産物等有機フッ素化合物実態調査事業	地域の実情に応じて、農地土壌や農畜水産物等の有機フッ素化合物の含有実態を調査する際の費用を支援する。	<p>1 生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。）及び加工食品に含まれるペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）の実態を把握するための調査</p> <p>2 都道府県、市町村、生産者団体、生産者等から構成される協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催・講習会への参加支援等</p>	<p>市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区（※） 営農集団（※） 特認団体（※） 地方独立行政法人（※）</p>	1年間	3/4 以内	共通様式 1 (共通様式 2)

※ 次の各号のいずれかに該当しないこと

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

別表 2

事務取り扱い区分、書類の提出先・提出部数及び事務処理系統

事業名	事業実施主体	提出する書類	提出部数	事務処理系統（数値は必要部数）
畜産安心プラザ 生産者支援事業	公益社団法人 新潟県畜産協会	事業実施申請書（事業計画書添付） 交付決定前着手届 事業成果報告書	1 1 1	→畜産課 →畜産課 →畜産課
特定家畜伝染病 危険化支援事業	市町村農業協同組合連合会 農業協同組合の推進等家畜衛生 農自衛防疫の向上を目的とする団体 の生産者組織とする団体 特認団体	事業実施申請書（事業計画書添付） 交付決定前着手届 事業成果報告書	1 1 1	→畜産課 →畜産課 →畜産課
高病原性鳥インフル 等対策事業	市町村農業協同組合連合会 農業協同組合の推進等家畜衛生 農自衛防疫の向上を目的とする団体 の生産者組織とする団体 特認団体	事業実施申請書（事業計画書添付） 交付決定前着手届 事業成果報告書	1 1 1	→畜産課 →畜産課 →畜産課
埋設農薬適正 処理事業	市町村農業協同組合 特認団体	事業実施申請書（事業計画書添付） 交付決定前着手届 事業成果報告書	2 2 2	→地域振興局(1)→農産園芸課(1) →地域振興局(1)→農産園芸課(1) →地域振興局(1)→農産園芸課(1)
地域での食育 推進事業	市町村民間団体等 法人格を有しない団体であ つて、その上、特に認める団体 （特認団体） 上記の者を構成員とする事 業化共同体	事業実施申請書（事業計画書添付） 交付決定前着手届 事業成果報告書	2 2 2	→地域振興局(1)→食品・流通課(1) →地域振興局(1)→食品・流通課(1) →地域振興局(1)→食品・流通課(1)

事業名	事業実施主体	提出する書類	提出部数	事務処理系統（数値は必要部数）	
農畜水産物等 有機物実態調査 事業	市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団 特認団体 地方独立行政法人	【調査対象試料が水産物以外の場合】			
		事業実施申請書（事業計画書添付）	2	→地域振興局(1)→本庁担当課※(1)	
		交付決定前着手届	2	→地域振興局(1)→本庁担当課※(1)	
		事業成果報告書	2	→地域振興局(1)→本庁担当課※(1)	
		【調査対象試料が水産物の場合】			
		事業実施申請書（事業計画書添付）	1	→水産課	
交付決定前着手届	1	→水産課			
事業成果報告書	1	→水産課			

※ 調査対象の試料に応じて、本庁担当課は下表のとおりとする。
 なお、下表に記載のない試料や、試料が複数課にまたがる場合は、畜産課で調整する。

担当課	調査対象試料
農産園芸課	農産物、農用地の土壌、農業用水
畜産課	畜産物、飼料作物、林産物

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

新潟県消費・安全対策交付金事業実施申請について

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金事業として別記事業を実施したいので、関係書類を添えて申請
します。

記

事業 実施 主体	地 区 名	事 業 細 目	事業内容 及 び 事 業 量	事 業 費	負担区分				着年 手月 予日 定	完年 了月 予日 定	備 考
					交付金	県 費	市町村費	その他			
				円	円	円	円	円			

- 注 1 事業費欄は、事業計画書の金額及び見積書等と一致すること。
2 事業実施主体が特認団体の場合は、「様式1号の別紙」も添付すること。
添付書類 共通様式1

【誓約書】
 私は暴力団又は暴力団員ではありません。
 また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

※ 誓約書は、要綱別表1の事業実施主体欄に定める営農集団、特認団体、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体、生産者の組織する団体、事業化共同体が事業実施申請する場合に記載し、□にレ点チェックして誓約すること。

様式 1 号の別紙

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者名	所在地	目 標
事業実施主体に関する特記事項			

留意事項

- 1 特認団体がある場合に本様式を作成する。
- 2 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
- 3 前年度に提出した団体は省略できるものとする。

事業実施計画

都道府県等名 新潟県					
目標					
目標値					
現状 (年度)			事業実施後 (年度)		
事業の必要性及び目標値の考え方					
1 事業の必要性					
2 目標値の考え方					
事業メニュー及び交付金要望額					
事業実施主体名	事業メニュー	事業量 (規格・ 規模等)	所要額 (円)	交付金 要望額 (円)	交付率

共通様式 1 記入上の留意事項

- 「目標」、「目標値」の欄は、表 1 に掲げる内容を記入する。
- 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載する。なお、表 1 の右欄に掲げた事項及びその具体的数値を必ず含めること。

【表 1】

事業名	目標	目標値	事業メニュー	事項
畜産安心ブランド生産農場支援事業	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 算出式=100×(1+A)×(1+B) A=家畜の伝染性疾患の検出割合(※)の減少率 〔※検出割合=(家畜の伝染性疾患の発生件数) / (対象疾患の検査件数)〕 B=Aにおける対象疾患の検査件数の増加率	家畜衛生対策による生産性向上の推進	
特定家畜伝染病危機管理対策強化支援事業	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 算出式=100×(1+A)×(1+B) A=家畜の伝染性疾患の検出割合(※)の減少率 〔※検出割合=(家畜の伝染性疾患の発生件数) / (対象疾患の検査件数)〕 B=Aにおける対象疾患の検査件数の増加率 施設の活用によるバイオセキュリティの向上率 算出式=100×(1+A) A=飼養衛生管理の向上率	家畜の伝染性疾患の発生予防 飼養衛生管理向上施設整備	
高病原性鳥インフルエンザ等対策強化支援事業	家畜衛生の推進	高病原性鳥インフルエンザのまん延防止 施設の活用によるバイオセキュリティの向上率 算出式=100×(1+A) A=飼養衛生管理の向上率又は殺処分対象頭羽数の減少率	飼養衛生管理向上施設整備 農場の分割管理の導入に係る施設等整備	
埋設農薬適正処理事業	農薬の適正使用等の総合的な推進	埋設農薬の処理進捗率	埋設農薬処理の進行管理の実施	①市町村処理計画 これまでに埋設した農薬の総量、処理目標数量(次年度)
地域での食育推進事業	地域での食育の推進	右欄の(1)から(3)まで、(5)及び(7)から(11)までの事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合、併せて次の項目のうち以上の項目を目標値として設定する。 ・食文化の継承度 ・栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・食育の推進に関わるボランティアの数 ・学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物等活用に向けて検討した品目数 ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合	(1)食育推進検討会の開催 (2)食育活動を推進する人材の育成及び活動の促進 (3)食文化の保護・継承のための取組支援 (4)農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進 (5)和食給食の普及 (6)学校給食における地場産物等活用の促進 (7)共食の場における食育活動 (8)環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組	①事業の目的 ②事業内容 ③実施体制 ④波及効果 ⑤事業成果、効果の検証方法 ⑥(委託する場合)委託内容、委託先、委託予定金額 ⑦その他事業の推進に必要な事項

事業名	目標	目標値	事業メニュー	事項
		<p>・食品の安全性についての知識を持ち、自ら判断する者の割合</p> <p>右欄の(4)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数を目標値として設定する。</p> <p>右欄の(6)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数を目標値として設定する。</p>	<p>(9) 食品ロス削減に向けた取組</p> <p>(10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</p> <p>(11) 「産地・生産者への理解向上」の取組</p>	
農畜水産物等有機フッ素化合物実態調査事業	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	調査地区数（調査点数も含む。）	<p>有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握</p> <p>協議会の開催等</p>	<p>①生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。）・加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査の実施計画（危害要因、品目、生産条件等を踏まえた調査地区数（調査点数も含む。））</p> <p>②協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催や講習会への参加等の計画（開催予定時期、予定回数、参加範囲、内容）</p>

3 事業メニュー及び交付金要望額の欄について

- (1) 「事業メニュー」の欄は、表1の事業メニューから選択したものを記入する。
- (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。また、「交付金要望額」の欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- 4 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。
- 5 地域での食育の推進については、地方公共団体を除く事業実施主体の場合は、当該事業実施主体について、本様式のほか、（参考）経費積算資料、定款、交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規程、役員名簿、民間団体等の概要、直近3か年の決算書・事業報告書（申請前年度の事業報告書がない場合は、事業計画書又は経営計画書）及びその他必要書類を添付する。
なお、前年度交付のあった事業実施主体であって、各種書類について前年度から変更が無い場合はその書類の提出を省略できるものとする。

(参考)

経費積算資料

事業実施主体名

◎事業名：地域での食育の推進

(単位：円)

経費内容	所要額 (交付金要望額 (A) + 事業実施主体負担額 (B))													(B)	(A + B)	小計	積算根拠 (詳細) ※すべての経費について、下枠に積算根拠を記載。 ※謝金、旅費、賃金については、積算の根拠となる支払規定、内規等を添付してください。	
	(A)																	
合計																		
所要額 (A + B)				交付金要望額 (A)				事業実施主体負担額 (B)										

※1 経費積算資料の経費内容については、別記様式第1号-4に記載する事業メニューに係る経費を記入してください。

※2 (B) 事業実施主体負担額については、
・ 交付対象経費の場合は事業実施主体が負担する金額
・ 交付対象外経費
を記入してください。

事業成果報告書

目標						
事業実施期間 令和 年度～ 年度						
事業の実施方法						
目標値						
項	目	現状	目標値	実績	達成度	評価
事業内容及び実績額						
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率		

事業の成果

都道府県等による評価の概要

第三者の主なコメント

国による評価の概要

共通様式2 記入上の留意事項

- 1 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として共通様式1の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
- (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
 - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 - A……達成度 80%以上
 - B……達成度 50%以上 80%未満
 - C……達成度 50%未満

2 事業内容及び実績額について

- (1) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
- (2) 「左の交付金相当額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。
- (3) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、表2の欄に掲げる事業にあっては、同表の右欄に掲げた内容を必ず含めるものとする。

【表2】

事業名	内 容
畜産安心ブランド生産農場支援事業	① 家畜衛生に係る取組の充実度
特定家畜伝染病危機管理対策強化支援事業	① 家畜衛生に係る取組の充実度 ② 施設の活用によるバイオセキュリティの向上率
高病原性鳥インフルエンザ等対策強化支援事業	① 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止 ② 施設の活用によるバイオセキュリティの向上率
埋設農薬適正処理事業	① 協議会の開催状況（開催時期、回数、出席者、内容等） ② 埋設農薬の処理計画の策定及び進行管理、適切処理を確認するための掘削・回収の事前、事後に行う環境調査（時期、調査点数、内容等） ③ 地域住民への説明（時期、人数、回数等）
地域での食育推進事業	1 事業計画で設定した目標値について、該当する以下の数値を記載すること。 ア 食文化の継承度 （ア） 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合 （イ） 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている者の割合 イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 （ア） 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合 （イ） 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30歳代）の割合 ウ 食育の推進に関わるボランティアの数（うち食育に関する民間資格を有する者の数を含む） エ 学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数 オ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 カ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 キ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ク 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ケ 農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数 コ 食品の安全性についての知識を持ち、自ら判断する者の割合 2 取組事項（取組内容）、実施場所、実施時期・回数、対象者・数
農畜水産物等有機フッ素化合物実態調査事業	① 生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。）・加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査の実施状況（危害要因、品目、生産条件等を踏まえた調査地区数（調査点数も含む。）） ② 協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催や講習会への参加等の実施状況（開催時期、参加者、内容（技術検証を行った場合は、その技術内容、検証方法等））

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- 3 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

様式2号（交付決定前着手届）

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

新潟県消費・安全対策交付金の交付決定前着手届

新潟県消費・安全対策交付金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

目標名及び事業メニュー	事業実施主体	事業内容 (施設区分)	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
				円			

様式3号（契約に係る指名停止に関する申立書）

契約に係る指名停止に関する申立届

年 月 日

事業実施主体 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。